

あきる野市生涯学習推進計画 あきる野 学びプランⅢ(案)に対する意見を募集します

市では、平成23年度に策定した「あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプランⅡ」に基づき生涯学習の充実を図ってきましたが、多くの市民がさまざまな分野で活躍し、子どもが生き生きと過ごせる生涯学習活動への支援を更に充実していく必要があることから、計画を改定することとしました。

この計画(案)について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、生涯学習スポーツ課(市役所2階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページにも掲載しています。

▽意見の提出方法 6月2日(火)から19日(金)までに、A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

▽電話での意見は受付しません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。

▽提出・問合せ 生涯学習スポーツ課生涯学習係(〒197-10814 二宮350、直

東京防災隣組4年連続の認定 五日市地区防災・ 安心地域委員会が 第四回東京防災隣組に 認定されました



東京都では、首都直下地震をはじめとするさまざまな自然災害への備えとして、一人一人が自らを守る「自助」、近くに人同士が助け合う「共助」が何より大切なことと捉え、意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定してい

ます。また、その活動を広く紹介することにより、都内各地域のさらなる取組を促すとともに、地域の防災活動の活性化を図っています。

市からは、去る4月19日に開催された「東京防災隣組第四回認定式」において、五日市地区防災・安心地域委員会が認定されました。これは、第一回の増戸地区防災・安心地域委員会、第二回の西秋留地区防災・安心地域委員会、第三回の多西地区防災・安心地域委員会に続き、4年連続となります。

五日市地区防災・安心地域委員会は、多様な団体との協働による地域防災力とコミュニケーション強化に向けて取り組んでおり、「安否確認旗」の各戸配布や各世帯の安否確認票の作成、安否確認訓練の実施、避難所管理運営マニュアルの作成、施設運営訓練の実施などが評価されました。

▽問合せ 地域防災課防災安全係

あきる野市個人情報 保護審議会委員を 募集します

この審議会は、あきる野市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護に関する重要事項について、市長の諮問を受けて、審議するものです。

▽応募資格 市内在住の20歳以上の方(6月1日現在)

▽募集人員 2人

▽任期 8月1日〜平成29年7月31日

▽報酬 9500円(審議会開催ごと)

▽応募方法 6月24日(水)(消印有効)までに、「あきる野市個人情報保護審議会委員に応募した動機」をテーマとした作文を400字以上800字以内にとり、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵送するか直接お持ちください。また、電子申請でも応募できます。

※電子申請の場合、作文は電子ファイルで添付してください。

▽選考方法 作文による選考

▽その他 審議会は、平日の開庁時に開催します。

▽応募・問合せ 総務課法規係(〒197-10814 二宮350)

通558・11590・E120
101@akiruno-info.tokyo.jp

戦没者などの ご遺族の方へ

第10特別弔慰金(額面25万円、5年償還の記名国債、支給要件有)の請求を受け付けています。戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦

児童手当・児童育成手当 の現況届と子育て世帯 臨時特例給付金の 申請を忘れずに!



児童手当・児童育成手当を受給している方は、6月初旬に現況届を送付しますので、内容を確認の上提出してください。現況届は引き続き手当を受ける資格があるか確認するためのものです。期限までに提出がない場合は、6月分以降の手当の支給ができなくなります。また、今年度の児童手当の現況届は、子育て世帯臨時特例給付金の申請書も兼ねています。用紙が届かない方は連絡してください。

▽問合せ 子育て支援課子育て支援係(直通558・1250)

	児童手当・児童育成手当の現況届	子育て世帯臨時特例給付金
申請期間・場所	6月8日(月)~30日(火) ①6月8日(月)~19日(金) (市役所1階市民コーナー特設窓口)	6月8日(月)~12月9日(水) ②6月22日(月)~12月9日(水) (子育て支援課と五日市出張所)
時間	午前9時~午後5時(原則、土曜・日曜日、祝日を除く) ※6月10日・17日の水曜日は午後8時まで、6月13日の土曜日は午前9時から午後5時まで(正午~午後1時を除く)受け付けます。	
申請書類など	・現況届(対象となる可能性のある方へ市からの通知と一緒に6月初旬にお送りします)は、以下を確認・準備の上で提出ください。 *はんこ(郵送の方は忘れずに押印ください) *健康保険証の写し(請求者本人のもの) *その他の書類(該当する方のみ)	・申請書(対象となる可能性のある方へ市からの通知と一緒に6月初旬にお送りします)は、以下を確認・準備の上で提出ください。 ※児童手当振込口座以外への振込みを希望する場合は、次の書類が必要になります。 *振込希望の口座の通帳かキャッシュカードのコピー *本人確認書類(運転免許証・住民基本台帳カードの写しなど) ・公務員の方は所属庁に確認してください。
郵送での申請も可能です。現況届(申請書)に同封の返信用封筒でお申込みください。		

空き地の適正管理 (草刈りなど)を お願いします

去に物価が下落した際、年金額は据え置かれ、本来よりも高い水準(特例水準)となっていたことによる調整などが行われ、これまでの支給額から0.9割増額となります。

4月分からの年金額(満額)は次のとおりです。6月から偶数月の15日に振り込まれます。

▽老齢基礎年金 78万1000円

▽障害基礎年金 78万1000円

●1級:97万5100円

●2級:78万1000円

▽遺族基礎年金(子1人) 100万4600円

●内訳:基本額78万1000円、加算額22万4500円

▽問合せ 青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

▽問合せ 生活環境課生活環境係

空き地などの雑草を放置しておくと、害虫の発生やゴミの不法投棄、交通障害、枯草火災の発生の原因となります。住み良い環境づくりのために、空き地の所有者や管理者の方は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。

※草刈機の貸し出しを行っていません。希望される方はお問い合わせください。

平成27年4月分 (6月支給分)から 年金額が変わります

平成27年4月分からの年金支給額は、公的年金の額が現世世代の賃金水準に連動する仕組みから、賃金が上昇したことや過